

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

韓国前大統領への賄賂で捜査される旧統一教会の韓総裁、その捜査過程で発覚したTM文書、トゥルーマザー、真のお母様への報告文書を、総理はテレビ番組で出所不明の文書、明らかに誤りと発言されましたが、その認識は変わっていませんか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） おっしゃっているのは、私が解散をしてから公示日までの間の党首討論会であったと思います。その中で、私の名前が三十何回出てくるという御指摘を野党からいただいたとき、私もその文書を見ておりましたので、そこで私が登場する部分というのは、総裁選挙に出馬をした候補者の名前が全部書かれている、総裁選挙の結果がどうなったといったような、要は事実ですね、日本の政界で起きていることの実関係を説明したところに出てくるということでございます。

なおかつ、私が神奈川県出身であるというよ  
うなことで私の選挙区も間違えてありましたので、これは、そのときはそれがどういう文書であるかわかりませんから、出所不明で、また不正確であるということをお願いいたします。

○蓮舫君 いや、TM文書全体が誤りですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 何せ韓国語で自分の名前が三十何回出てくるということをいっば

い指摘されておりましたので、自分の名前が出てくるところだけを訳していただきました。

○蓮舫君 教団の最高機密文書で、韓国の刑事裁判で証拠として採用されているんです。で、教団公式サイトで、文書には事実関係の誤りも含まれている、でも、教団幹部が検察に提出、教団内で幹部が韓総裁への報告のために作成したとこれ認めているんですね。日本側の元会長も自身のSNSで作成したことを認めています。で、文書で指摘された自民党議員がマツチング会員だった、これ御本人も認めています。あるいは、自民党の元大臣は、選挙で世話になった、教団名を変えるときに文科省に働きかけたと自ら証言しているんです。

誤りもあるけれども、事実関係も含まれているということはいいのですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） これ、韓国の文書ということになりますと、政府の業務として当該資料を分析するということは考えておりません。私は、要は、選挙の公示日前の党首討論でこれをぎりぎり聞かれましたし、当時そういう報道がされましたので自分の名前が書いてあるところだけ訳してもらったと、それ以上ではありません。韓国の文書でございますので、これを特に分析するということは考えておりません。

○蓮舫君 御自身が書かれていることが間違いだ

というのは何度も答弁で伺っています。でも、自分以外の自民党の議員のことも書かれているんです。そこはいいんですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 行政府の長たる内閣総理大臣として答弁しておりますので、その自民党の対応について申し上げるというのはこの場では控えるべきだと考えますけれども、問題の性格に鑑み、私の認識を申し上げます。

自民党では、令和四年に各議員が旧統一教会との過去の関係を詳細に点検、報告するとともに、それ以降に新たな接点が明らかとなった場合にはその都度追加的に報告、説明をするよう求めてきました。ですから、党として新たに調査するということも考えておりません。新たな接点が判明したら、速やかに報告、説明をしていただきたい。そして、未来に向かって当該団体と関係を持たないということ徹底しておりますので、その方針を堅持します。

政府として、内閣として当該文書を分析するということとは考えておりません。

○蓮舫君 三月四日、統一教会への東京高裁の決定を教えてください。

○最高裁判所長官代理者（福田千恵子君） お答えいたします。

東京高等裁判所は、令和八年三月四日、世界平和統一家庭連合について、宗教法人法八十一条一

項一号に該当する事由があるとして、解散を命じた東京地方裁判所の決定を相当とし、世界平和統一家庭連合からの即時抗告を棄却いたしました。

○蓮舫君 最高裁に教団が特別抗告をしましたが、解散命令の効力はこの高裁決定で生じるために清算手続は既に始まっています。

去年の東京地裁で算出された被害額と被害者数を教えてください。

○最高裁判所長官代理人（福田千恵子君） お答えいたします。

東京地方裁判所の決定においては、世界平和統一家庭連合の元信者等が提起した民事訴訟について、同宗教法人の損害賠償責任を認める内容の確定判決があるもの、同様の訴訟で訴訟上の和解が成立したものの、裁判外で金銭支払を含む合意が成立したものの、以上の三つの類型を合計すると、その人数は千五百五十九名、合計額は二百四億四千七百八十八万九千五百五十七円であるとの事実が認定されております。

○蓮舫君 旧統一教会の日本人の被害者総数千五百五十九人、二百四億円の被害です。日本人を標的に、霊感商法、洗脳、高額な献金を集めたカルト集団で講演をする、会合に出る、会費を払う、パーティー券を買ってもらう、その写真や動画は布教や霊感商法に使われた可能性は否定できません。犯罪に加担したことも否定できない。その自

民党の議員は百八十人もいるんです。

信者は、献金を強要されて破産をする、家が破壊をされる、自死をされた方もいる。しかも、教団は、天皇制をなくす、韓総裁にかしずかせる、日本人を、こういうことを主張している。

改めて、総理、この団体に支援されていた自民党議員は私は愛国とは思っていないと思います。

この機会にもう一度、自民党は二度と旧統一教会とは関係を持たないと明言をしていただけませんか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） もとより、旧統一教会の問題については、令和四年、当時の岸田

総理が、当時に、当時の閣僚を含む多くの議員が社会的に問題がある旧統一教会、その関係団体と接点を有していたことが明らかに、国民の皆様様の政治への信頼を傷つけたことを率直におわびをいたしました。そして、新たな接点が判明した場合にはその都度追加的に報告、説明を行う、今後は関係を持たないことを徹底する方針としました。現在も同じでございます。

○委員長（藤川政人君） 残余の質疑は午後に譲ることといたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後二時開会

○委員長（藤川政人君） ただいまから予算委員

会を再開いたします。

令和八年度総予算三案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。蓮舫さん。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

佐藤官房副長官、TM文書にある自身の記述は読まれましたか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） お答えいたします。

内容は確認しております。

○蓮舫君 旧統一教会奈良教区長と面識はありますか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） 分からないというのが本当のところでございます。

○蓮舫君 会ったことがあるかもしれない。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） あるかもしれませんが、ないかもしれません。お名前も存じ上げないので、分からないということでございます。

○蓮舫君 TM文書にある奈良教区長の詳細な報告、それは事実ですか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） 一部事実の部分と、あとは事実が確認できない部分がございます。

○蓮舫君 事実とは何ですか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） お答えいたします。

そのTM特別報告では、私の妻が令和四年七月に旧統一教会側が開催した応援集會に参加したと

いうふうにされておりました、私の妻が私の代理としてお尋ねの応援集会に出席したことは事実でございます。

なお、自民党の調査では、会合への出席に関して本人又は親族の別の調査はなかったことから、妻の出席については、私は、本人が出席したものととして回答しております、党の調査にも報告をしているところでございます。

○蓮舫君 その奥様が参加した旧統一教会の自民党奈良県公認候補、佐藤啓候補者の応援集会、その日は何の日ですか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） 七月八日でございますので、参議院選挙の期間中でありまして、また、まさに私の応援演説に來られた安倍晋三元総理が銃撃をされた、そういった日でございます。○蓮舫君 安倍元総理が残念ながらお亡くなりになられた。そのほぼ同時刻に奥様が、その山上被害、お母様が統一教会の信者、まあ信者二世ですよね、で、犯行に及んだ。そのときに奥様は統一教会の集会に出ていた。その経緯は何ですか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） お答えいたします。この応援集会なるものです、これは、私、また私の事務所から依頼を、開催を依頼したものではありませんので、どういう経緯で開催をされたかは承知をしていないところでございます。

○蓮舫君 開催が依頼していないのに奥様が勝手に行ったということかしら。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） 開催の経緯は承知しておりませんが、相手方から恐らく何らかの形で招かれたということになりますので、私の代理として出席をしたということでございます。

○蓮舫君 それは旧統一教会奈良教区に確認しましたか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） その事件以降は、先ほど総理もおっしゃいましたけれども、もう関係を、旧統一教会、また関連団体と絶っておりませんので、確認をするということはもちろんしていかないわけでございます。

○蓮舫君 昨年十月の山上被告裁判員裁判に副長官は出廷されています。何と証言されました。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） 今先生が御指摘の裁判におきまして、私は令和七年十月二十九日に証人として出廷し、私人として証言をしております。

○蓮舫君 この裁判員裁判でも、あるいは自民党本日は、予算委員会に内閣官房副長官としての立場で出席しており、また当該事件は控訴審が係属中であることから、証言の逐一をお答えすることは差し控えますが、出廷した際には、証人として検察官やまた弁護士、また裁判官などから尋ねられたことについて証言をしております。

○蓮舫君 この裁判員裁判でも、あるいは自民党の調査で設問になかったとしても、銃撃されたその日、ほぼ同時刻に奥様が旧統一教会の佐藤候補を応援する集会に出ていたということは一言もお話しになっていないんですよね。

しかも、目の前で元総理が亡くなられた、その衝撃は大きかったと思います。ならばこそ、この統一教会の解散に追い込む一番先頭に立たなければいけないあなたが、証言でも自民党の調査でももっと前面に立って、自分も間違えた、この統一教会とのつながりはあったけどもう絶っているんだと、それを率先して言うべきだったんじゃないでしょうか。

○内閣官房副長官（佐藤啓君） お答えいたします。

この証言に当たっては、今ほど申し上げましたように、検察官や弁護士、裁判官などから尋ねられたこととお答えすると、そういうことになっていきます。

ですので、重ねてのお尋ねであることからあえて申し上げますが、検察官や弁護士、また裁判官などからの質問に、統一教会と私の関係に関する質問はなかったということでございます。

○蓮舫君 聞かれなければ答ええない、報道されなければ認めない、私は、その姿勢で官房副長官が政府の中で旧統一教会の対応をしていくのには疑義があります。

官房長官は、この東京高裁の決定を受けて、今後政府は被害者救済に必要な対応を徹底すると言われました。全て協力します。その上においては、佐藤官房副長官は適していないと思うので、そこは外していただけないでしょうか。

○国務大臣（木原稔君） 人事につきましては、その人物の適性や能力、経験などを総合的に判断をして決定されるものであります。佐藤副長官を継続させるという、そういう決定に至っております。

○蓮舫君 次に、法務大臣にお伺いします。

法制審の役割を教えてください。

○国務大臣（平口洋君） 法制審の役割でございますけれども、民事上あるいは刑事上の問題について、諮問に応じて答申をする立場にございます。○蓮舫君 昭和二十四年に設置された後、法務大臣から九十六の諮問を受け、百四十七の答申を行って、答申に沿った法案が国会で成立したのは実に百三十七あります。

一九九六年の民法の一部を改正する法律案要綱の中で、選択的夫婦別姓はどう答申されましたか。○政府参考人（松井信憲君） お答え申し上げます。

選択的夫婦別氏制度につきましては、平成八年二月に、法制審議会がその導入等を内容とする民法の一部を改正する法律案要綱を答申いたしました。

た。この答申は、夫婦の氏について、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとしております。

また、別氏を選択した夫婦の子の氏について、夫婦は、婚姻の際に、子が称する氏として夫又は妻の氏を定めなければならないものとしております。

○蓮舫君 この一か月前に、法務省民事行政審議会は戸籍法改正の基本方針を答申。その中身は何でしょうか。

○政府参考人（松井信憲君） お答え申し上げます。

民事行政審議会の答申につきましては、選択的夫婦別氏制度が導入されても、戸籍の公証、検索機能を維持するとともに、現行の戸籍と整合的なものとするとの観点から、戸籍について、一の夫婦及びその双方又は一方と氏を同じくする子ごとに編製するものとされたものと承知をしております。

○蓮舫君 今聞いていただいたように、二つの答申で、夫婦及び同氏の子、同一戸籍の原則を守り、別氏同戸籍案が答申されました。法律案の概要も示された。選べる。大好きな人の姓を選ぶことも、あるいは自分が育ったアイデンティティーの氏を選ぶことも、どちらも選ぶことができる。（資料

提示）

法務大臣、これ、どうして法案を提出していないでしょうか。

○国務大臣（平口洋君） お答えをいたします。

法務省は、平成八年及び平成二十二年に、法制審議会の答申を踏まえた改正法案の提出に向けた準備をしたところでございます。しかしながら、この問題については、国民の間に様々な意見があったほか、当時の政権内部においても様々な意見があったこと等から、改正法案の提出までには至らなかったものと考えております。

そして、現在でも、同制度については、戸籍上の氏まで夫婦、親子で別にするということについて、子供への影響などの観点から懸念を示す声もあるものと承知をしております。また、最近の多くの世論調査を見ると、現行制度の維持、旧氏の通称使用の拡大、法制化、夫婦別氏制度の導入の三者で調査した場合には、旧氏の通称使用の拡大、法制化を選択する割合が高くなる傾向にあると承知をしております。

そのため、選択的夫婦別氏制度の導入の是非については、国民各層の意見や国会における議論の動向等をよく踏まえる必要があると考えております。

○蓮舫君 総理は、選択的夫婦別姓、別氏制には反対ですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 慎重な立場でございます。

なお、平成二十二年は民主党政権でございます。

○蓮舫君 私は、選択できる、姓を選べる制度を取り入れたいと思っております。

ただ一方で、総理は、通称使用を拡大していく、それで便利が増えるという、それは賛成なんです、その方針よろしいんですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 私は、選択的夫婦別氏制度と、それから旧氏使用の拡大、これは全く別物だと思っております。

つまり、旧氏使用の拡大というのは現在でも行われてきております。そして、現在でも旧氏を通称で使っていらっしゃる方々、これらの方々の利便性を更に高めていくべきだと考えております。

○蓮舫君 今、男性の側に氏を変える女性は九四%なんです。

黄川田大臣は、先週金曜の閣議後の会見で、婚姻の氏の変更で不便、不利益を感じる人を更に減らせると発言。不便、不利益とは何でしょう。

○国務大臣（黄川田仁志君） 様々な不便、不利益があると思いますが、婚姻等の氏の変更によって社会生活での不便、また不利益を感じる方を減らすためにこの旧姓使用拡大は意義があるものだというふうに思っております。（発言する者あり）

り）

○委員長（藤川政人君） 黄川田国務大臣。

○国務大臣（黄川田仁志君） 今まで、銀行のカードとかそういうものもあると思いますし、また、キャリアの継続の証明等で不利益があるという例も聞いております。また、今までは国家資格などの表記についても、どっちか等ということもありました。そういうものを少しずつ変えていって、単記でも可能なものにしていきたいというふうに考えております。

○蓮舫君 単記記載が可能なものは何ですか、具体的に。

○国務大臣（黄川田仁志君） 様々なものが今単記可能となってきたと思います。例えば会社の社員証とかも、これは法的根拠はないものではないですが、そういうものも単記になってきているということでありまして、また、省庁で併記とか必要ではないものには単記に変えていっているということも聞いております。

○蓮舫君 済みません、ちょっと全然分からないんですけども。法的根拠を持たして、何が単記だけで、旧姓だけで使えるようになるんでしょうか。

○国務大臣（黄川田仁志君） これについては逆の話になりますが、併記でないとしっかりと自己証明ができないものについては併記にしてい

たいと思います。その他、単記にできるものについては単記に変えていくという、そういう方向でございます。（発言する者あり）

○委員長（藤川政人君） 答弁はよろしいですか。

○国務大臣（黄川田仁志君） いや、法制化をすることによって、しっかりとその単記にしたものに対して法的効力を発揮できるようにしたいということでございます。単記にできるものは単記にするということ、今、何を単記にできるかということについては検討しているということでございます。

併記にできる、併記にしないといけないものは併記で残していく。その辺りを今精査して、何ができるか何ができないかというところを検討して、法制化に向けて考えているというところでございます。

○蓮舫君 大臣の答弁、ちょっと不安なんですけれども。

じゃ、確認します。

住民票、マイナカード、パスポート、免許証が旧姓のみ、それは便利になりますよね、戸籍までたどり寄せなくていいわけですから。それは、戸籍氏に載っていない旧姓単独で表記できるんですか。

○国務大臣（黄川田仁志君） 住民基本台帳の旧氏を活用するということです。になります。

戸籍はそのまま、そのまま変えないという方向です。(発言する者あり)

○委員長(藤川政人君) じゃ、まず黄川田大臣、答えてください。

○国務大臣(黄川田仁志君) 住民基本台帳の旧氏を活用することを念頭に置いています。戸籍の記載事項を変更することは考えておりません。

マイナンバーカードや運転免許証といった厳格な本人確認に用いられる書類については、戸籍上の氏と旧氏の併記を求めるといふ検討も当然必要となるというふうを考えているということでございます。

○蓮舫君 住基法を改正して、今、旧氏と戸籍氏が併記になっているもの、それを法的に単記も可能にするという仕組みは分かっているんです。

じゃ、確認をしますが、戸籍と突合できない旧姓、旧氏のみのお官公庁発行の公的証明書、これは発行できるんですか。

○国務大臣(黄川田仁志君) 今、そこを精査して検討しているということでございます。

○蓮舫君 できることもあるんですか。

○国務大臣(黄川田仁志君) それは、できることもあると思いますが、検討中でございます。

○蓮舫君 総理は衆議院の答弁で、今私が言ったマイナンバーとかパスポートとか住民票は、それは単記にするとリスクがあるとまで言っているん

です。

リスクないんですか。

○国務大臣(黄川田仁志君) そこを、リスクがあるかないかどうかも含めて、何ができるか何ができないかということを検討しているということでございます。

○蓮舫君 ちょっと分からないんですけども。

今、併記、戸籍氏と自分の育った名前が両方あることになっている不便があるんですね。

例えば外務省なんかは、パスポート、これは併記できるようになっているんですけども、ICチップは戸籍氏なんです。だからこそ、ビザや航空券は通称で買わないでくださいって注意喚起しているんですよ、ホームページで、これ不便があるから。

あるいは、じゃ、銀行、金融機関で見ると、これ、信用金庫や信用銀行なんかも入れると五割を超える銀行が、金融機関が旧姓口座に対応していないんです。

じゃ、クレジットカードの発行はどうか。登録包括信用購入あっせん業者の総数、旧姓のみでクレカが発行契約できる事業者数を教えてください。

○政府参考人(江澤正名君) お答え申し上げます。

クレジットカードの契約手続と券面上の表記、それからクレジットカード会社の数でございます。

割賦販売法における登録包括信用購入あっせん業者、現時点で、一月の時点で二百四十二社でございます。

クレジットカードの契約手続、契約締結の際には、犯罪収益移転防止法に基づきまして氏名等の確認を行うことが義務付けられています。このため、旧姓のみで契約締結が可能な事業者は存在しておりません。

一方で、クレジット、券面の名義については、同法又は割賦販売法において旧姓の使用を禁止する規定はなく、旧姓表記のクレジットカードを発行するかは事業者の判断でございます。

何社かということは、確認をした会社が全社じゃないんですけども、実際に旧姓表記の発行を可能としているクレジット会社もあると承知しております。

○蓮舫君 あるって言いましたけれども、二百四十二社に聞き取ったんですか。

○政府参考人(江澤正名君) 今後検討したいと思っております。

クレジットカード業界に対しまして、昨年十月に、旧姓表記のクレジットカードの発行等、取組を行うように要請をしたところでございます。

引き続き状況を注視しまして、必要に応じてそういった調査とかも対応してまいりたいと、このように考えております。

○蓮舫君 あるって言ったのは間違いですか。

○政府参考人（江澤正名君） 五社に調査をした結果、一社は可能だという回答をいただいております。今後、更に拡大して調査をするといった対応は考えたいと思います。

○蓮舫君 二百四十二あるクレジットカード発行事業者のうち、旧姓のみで発行できるのはゼロ社つまり、クレカの名前が戸籍氏だと、ホテルの予約あるいはデポジットで、あるいはカードを使うことができないから、やっぱりこれ結構不便なんですね。だから、これは変えられるのかどうか。

もう一つ聞きます。金融庁、旧姓名義での証券口座開設に対応する証券会社はありますか。

○政府参考人（石田晋也君） お答え申し上げます。

御質問の点でございますが、悉皆の調査は行っておりませんけれども、旧姓名義での証券口座開設に対応している証券会社は承知しておりません。

○蓮舫君 黄川田大臣、旧姓単記が可能になると、クレジットカードを自分の名前、旧姓で、あるいは証券口座も自分の名前で、飛躍的に伸びるようになるんですか。

○国務大臣（黄川田仁志君） 現段階で予断を持ってお答えすることはできませんが、担当局において、各行政機関や事業団体などから現状や課題などヒアリングを行いながら、法制面や制度面で

の対応について検討を行って、なるべく単記も可能なようにする方向で、（発言する者あり）これからですよ。だから、ちゃんと調査をして、ヒアリングを行いながら検討していくということになります。

○蓮舫君 銀行の口座開設、証券口座開設、クレジットカードを作る、全部旧姓単記でできるように検討しているんですね。

○国務大臣（黄川田仁志君） 業界団体としっかりとヒアリングを行いながら、できるところはできるし、できないことはできないという、そういういろんな、（発言する者あり）とにかく対応面での検討をしっかりと行っていくということでございます。

○蓮舫君 済みません、笑いながら、できるところはできる、できないところはできない。これ結構大きいんですよ。何が単記で記載され、自分がどうやってそれを認めてもらえるのか、保障されるのか。戸籍氏と違う旧姓だけで官公庁が出す公的書類が認められるか。これ、事業者側も別姓を求める方たちも、すごく関心があることなんです。もう一回。

○国務大臣（黄川田仁志君） 繰り返しになりますが、業界団体としっかりとヒアリングを行いながら、現状や課題などについて制度面での対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

○蓮舫君 犯罪リスクを減らすために、本人認証は今物すごく厳しくなっているんですね。そんなときに、戸籍にひも付かない旧姓のみ単記が書かれた民間身分証やあるいは国家資格だけで、私は口座が開けるとはとも思えないんです。大丈夫ですか。

○国務大臣（黄川田仁志君） 厳格な本人確認が必要な手続については、マイナンバーカード等の本人確認の書類等を用いることで必要な本人確認ができるものというふうに考えております。

ですので、このマネロン、またダブルネームという課題についてしっかりと対応できるように、今後どういうやり方ができるかということを検討していくということでございます。

○蓮舫君 聞けば聞くほど、通称の法定化が今より便利になるか全く分からなくなりました。

日本人、親族関係を公証する戸籍簿に旧姓が記載されない限り、氏を変える多くの女性側の負担は、むしろ通称使用拡大が増えれば増えるほど重くなるように思えるんです。あるいは、企業や行政のダブルネーム管理、名寄せの負担、むしろもっと重くなるんじゃないですか。

相手の氏も自分の育った氏もどちらでも選べるようになったら、ダブルネームじゃなくてワンネームなんです。そちらの方が私はよほど簡易で負担のない制度設計だと思いますが、いかがでし

ようか。

○国務大臣（黄川田仁志君） 御指摘のとおり、一定程度の事務負担等が発生することは想定されます。

しかしながら、旧姓使用の拡大に当たっては、現場における事務負担等についても考慮しつつ、不便等の解消に向けて政府全体で検討してまいりたいと思っております。

○蓮舫君 今日検討しか聞いていません。

総理は、いろいろところで御自身の考えを書かれたり講演されているんですが、戸籍による家族の一体感とは何でしょうか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 旧姓使用の法制化というのは、現行の戸籍制度を維持しつつ、政府がこれ以上、二十年以上にわたって進めてきた旧姓使用の拡大の取組を一層進めようとするものでございます。

だから、戸籍において夫婦、親子、これが同氏であるというこのファミリーネームを維持しつつ、住民基本台帳法の方で、今既に住民票、併記で取れますよね。マイナンバーカードも併記になっている、運転免許証、パスポートなども併記になっております。こういった個人を厳格に証明するもの、それ以外については単記にできるんじゃないかということ、要は基盤整備の検討も含め、旧姓使用の更なる拡大、その周知に取り組みという

ことを決めたわけでございます。

法律案については、今まだできておりません。国会に提出もいたしておりません。十分これは、付託された委員会で御議論いただくべきことだと考えております。

○蓮舫君 今お答えになられたのは、本来、黄川田大臣が答えるべきことでした。

私が伺ったのは、戸籍による家族の一体感とは何ですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 戸籍において夫婦、親子が同氏であるということでございます。

○蓮舫君 律令時代や武家社会において氏が持っている身分の人たちは、それは血統の呼称でした。だから夫婦別姓でした。江戸時代、庶民は氏を持っていません。あるいは、明治になって、徴兵名簿管理等の必要性があつて、国民皆、氏を持つようになりました。でも、そのときもまだ夫婦別姓でした。夫婦同氏になったのは、明治三十一年、家制度が入ってからです。日本古来の伝統だということであれば、夫婦別姓の方が伝統ではないですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 現在は、現在の戸籍制度に基づいて行政は運営されております。

あくまでも私たちが今進めたいと思っているのは、既にもう旧氏の、婚姻前の氏の通称使用が拡大している中で、それを十分に使えないと。先ほど金融機関の話もされましたよ。でも、そういう

たことを解消していこうと。だから、国の行政機関は今、かなり単記若しくは併記で対応できるようになっています。

でも、これを全ての都道府県、また民間事業者、公私の団体に広げていく。システムの対応も含めてと申し上げたのは、システム対応ができていないという金融機関があります。それが非常に大きな課題として提示されておりますので、そういったことも含めて、現在既に旧氏を、婚姻前の氏を通称として社会生活において使っておられる方の利便性を高めるとというのが私どもの目指している方向でございます。

選択的夫婦別氏、いわゆる戸籍も、夫婦そして親子どちらかが別の氏になるということを目指すものとは全く切り分けて考えております。

○蓮舫君 総理は、子の氏の安定性から家族同姓を守る、そこで通称使用の拡大とおっしゃられるんですが、通称使用が定着すれば、日常生活や公私共に夫婦の名字が違う社会、通称を使う者と子供の名字も違う社会になりますね。氏が一緒なのは戸籍だけということになるんですよ、極論すれば。それは家族の一体感なんですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 過去に私が執筆したものなどをお読みいただいたかと思いますが、私が今その家族の一体感ということにこだわっているものではございません。



か。

○国務大臣（平口洋君） お答えをいたします。

氏を変えたくないという理由から事実婚にとどまっている方々がいるとの御指摘があることは承知しております。

御指摘のとおり、事実婚のパートナーでは、相続、親子関係の決まり方について夫婦婚の夫婦と異なる点があり、離婚などによって財産を移転させたり、認知によって父子関係を成立させたりといった方法はあるものの、やはり氏を変えることなく法律婚を可能とする制度を望む空気があることも承知をいたしております。

しかしながら、他方において、選択的夫婦別氏制度については、戸籍上の氏まで夫婦、親子で別にする点については、子供への影響などの観点から懸念を示す声もあることと承知をしております。また、最近の多くの調査を見ますと、旧姓の通称使用の拡大、法制化というものが多いいということも確かでございます。

選択的夫婦別氏制度の導入の是非については、国民各層の意見や国会における議論の動向等をよく踏まえる必要があると考えております。

○蓮舫君 事実婚を選ぶと、いろいろな理由があると思うんですね。でも、同じ氏を選ばなければ婚姻届が出せない人は事実婚しか選べないんです。事実婚を選ぶと、税制面や相続面で本当に大

きな違いがあるんです。あるいは、生死をさまよう、例えば手術同意なんかは、病院によっても扱いが違うんですよ。最も大きいのは、お子様は非嫡出子なんです。

いろいろな意味で、私は事実婚しか選べない人たち、この方たちが抱えている不便、不利益にも反応していかなければ、政治はそれが私は仕事だと思っているんです。総理、それでも別姓は認めませんか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 今、私ども内閣がやろうとしているのは、まずは、もう今でも旧氏を通称使用しておられる方の利便性を高めようとするところでございます。

法律婚と事実婚で例えば税法上の取扱いに差が生じるのは、税法の配偶者の概念が民法からの借用概念で、事実婚のパートナーが配偶者に該当しないと解されるからです。その上で、事実婚のパートナーを税法の配偶者に含めるということは、一律かつ強制的に徴収を行う税制の下で事実上の婚姻関係かどうかを統一的に判断することは極めて困難であるということ踏まえれば、各種制度で用いられている民法上の婚姻関係を基礎とせざるを得ないと考えられているからでございます。

○蓮舫君 非常に残念です。総理の考え方は、置いていかれる人たちはなお置いていかれる、この課題が残る。私たちは、まだ選択的夫婦別姓制

度には引き続き取り組んでいきたいと思っております。

次に、皇室についてお伺いをいたします。現行法制で、天皇后両陛下の第一皇女であられる愛子様は皇位を継承できますか。

○政府参考人（溝口洋君） お答えいたします。皇室典範におきまして、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定められておるところでございます。

○蓮舫君 憲法で皇位は世襲と定められ、今答弁のあったように、皇室典範では男系男子。現行法規で、愛子様、女性天皇は誕生できません。では、維新と自民党の連立政権合意と、自民党

の総選挙の公約に掲げた皇室典範改正では、女性天皇は認められますか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 皇室典範は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定めております。ですから、認められません。

○蓮舫君 総理は、国会の答弁でも女性天皇は否定していませんよね。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 過去に十代八方の男系の女性天皇がいりしたということは歴史的事実ですから、過去の女性天皇を否定してしまうということは不敬に当たると考えるから、そう申し上げております。

○蓮舫君 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の附帯決議、その有識者会議は、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題として、一番下、二つの案を、二つの方策を提示しました。

この中身を丁寧の説明いただけます。

○政府参考人(溝口洋君) お答え申し上げます。今御指摘いただきました有識者会議の報告におきましては、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること、それから二つ目として、皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること、それから三つ目といたしまして、皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること、この三つの方策が皇族数確保の方策として掲げられて、打ち出されているところでございます。

○蓮舫君 先ほど総理が御答弁いただいた自民と維新が目指している皇室典範の改正は、この二つですね。

一はどこに行つたんでしょうか。

○内閣総理大臣(高市早苗君) それは連立合意書についてのお尋ねでございますね。

基本的に、有識者会議において、この天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に示された課題につきましては大変丁寧な議論を尽くしていただいて、バランスの取れた報告書になっていると考えております。政府・与党として

は、この報告書を尊重するところでありまして、国会にこれを報告したところですから、私もこの報告書を尊重いたしております。

一はどうなったのかということですが、何を優先的に記載するか、連立合意書に記載するかということは、これは政党間のお話でございます。

○蓮舫君 報告書は尊重するけれども、政党間の、与党としての合意は二で、一ではないと。

宮内庁にお伺いします。現在、内親王、女王で未婚の皇族は何人おられて、大変恐縮ですが、御年齢も教えていただけますか。

○政府参考人(緒方禎己君) お答えいたします。未婚の内親王及び女王は現在五方おられ、愛子内親王殿下は二十四歳、佳子内親王殿下は三十一歳、彬子女王殿下は四十四歳、瑤子女王殿下は四十二歳、承子女王殿下は四十歳でいらっしゃいます。

○蓮舫君 未婚の皇族五方全員が女性であることを踏まえ、有識者会議の報告では、将来どういう事態になると指摘をされていますか。

○政府参考人(溝口洋君) お答え申し上げます。報告書におきましては、悠仁親王殿下の世代に悠仁親王殿下以外の皇族がどなたもいらつしやらなくなるとということが想定されます、現在の制度でまいりますと、ということから、そうした事態は避けなければならないと考えられるというふう

に記載されているところでございます。

○蓮舫君 そうした事態は避けなければならないという大変重い御指摘なんですね。

そう考えると、未婚女性の皇族の方が御結婚後、皇籍維持という方策も、先送りするのではなく、今、二の案と同時にやはりこれは実現していかないといけないのではないのでしょうか。

○内閣総理大臣(高市早苗君) 有識者会議の報告は、政府としても私自身としても尊重しております。内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを打ち出しております。

ただし、女系継承となることへの懸念などから、配偶者と子は皇族の身分を有しないこととしております。この報告を尊重しております。

○蓮舫君 昨秋の皇室経済会議で、彬子女王は三笠宮家を継承することが御決定をされまして、信子殿下、これ麻生太郎代議士の妹さんです、は新しく三笠宮寛仁妃家を創設されました。

未婚の女性皇族が宮家の御当主となられるのは百六十二年ぶりです。民間御出身の方が宮家当主となられるのは歴史上初です。附帯決議にある女性宮家の創設がもう動き始めているんですね。

そうになると、内親王、女王は、結婚後も皇籍を保持することを可能にすることを総理はお認めになりますか。

○内閣総理大臣(高市早苗君) ちょっと御質問

の意図が分からなかったんですが、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについては、この報告を私は尊重いたしております。政府としてもそうでございます。

○蓮舫君 そうなると、政府として尊重しているということは、皇室典範を改正して御結婚後も皇籍離脱をしないで保持するという法改正をしないといけないんですね。その方向ですか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） この有識者の報告書は国会にも報告され、そして衆参両院議長の下で検討され、各党各会派の御意見をいただいて、そしてこの方向で行こうということが政府に示されましたら政府としては皇室典範の改正をする、そういう手順になっております。

○蓮舫君 では、その上で確認をします。  
皇統に属する男系男子を養子縁組、皇族にされる。それは皇族数確保のための養子なのか、養子の方又はそのお子様が皇位を継承されるとのお考えなのか、どちらでしょうか。

○政府参考人（溝口洋君） お答え申し上げます。  
先ほどお答え申し上げましたとおり、先ほど私が御答弁申し上げました三つの方策、皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすることを含むこの三つの方策は、いずれも皇族数の確保という観点から報告書が提言をしているということでございます。

○蓮舫君 皇族数の確保ですね。皇位継承策ではないですね。

○政府参考人（溝口洋君） 皇族数の確保でございます。

○蓮舫君 皇族数の確保という部分では、やはり皆さん、同じ認識をお持ちだと思うんです。

そう考えると、一よりも二案を優先するのではなくて、同時に進めていくことがとても必要だと思っているんです。

皇統に属する男系男子も既に皇籍を離脱しているので、皇族に戻るのは今禁止をされているんですね。それを改正しようとしている。でも、生まれてから一般国民でお育ちになっている方たちもおられるんですよ。その方たちを、今は禁止している条文を改正して皇族になっていただく。でも、一も同時に進めないと、やっぱり内親王、女王が御結婚され皇籍離脱される可能性が残ったままだと、私、やっぱりこの方たちも皇籍保持を認める方がより広く皇族数の確保を図ることができると思っています。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） 先ほど来お答えいたしておりますが、これは国会においてまず御議論いただくことです。その報告をいただいてから政府で皇室典範の改正案を作ることになりますので、まずは衆参両院の各党会派でしっかりと御議論いただくべきことだと考えております。

○蓮舫君 国会の報告を待っていただけというのは大変有り難いんですけども、一方で、総選挙の公約で二案を高々と掲げている矛盾というものもあります。

最後に確認なんですが、世論は、六割、七割、八割、愛子天皇を認めるとい声があります、女性天皇容認とも。総理は、女性天皇への法改正へ歩みを進むということはありますか。

○内閣総理大臣（高市早苗君） もう時間ですね、済みません。

悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには現状が機が熟していない、かえって皇位継承を不安定化させるとも考えられるということ、有識者会議の報告も、今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、次世代の皇位継承資格者として悠仁親王殿下がいらつしやることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにはならないと、こうなっております。

また、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することが提案されたということで、この有識者会議の報告書を政府としては尊重しておりますが、でも、これは国会で御議論いただいて、政府にその意思をお示しいただいて、その上で法制化を進めると、法律案を提出するということになるかと存じます。

○蓮舫君 終わります。